

Title	自由主義以前
Sub Title	
Author	榎本, 鈺治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.2 (1924. 2) ,p.286(132)- 298(144)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240217-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

して此觀察は一般に之をリカアドオ派社會主義の總ての人々に擴充するを得可く、就中其思想の最もトムソンに近似せるは John Gray である。(未完)。

自由主義以前

榎本 鑛 治

抑も近代の國家は、比類稀なる文明開化の特殊の産物である。乍併此の産物は今尙ほ形成の途上にあつて、其の過程の一部は社會秩序の新舊二原理間に於ける一の闘争に外ならない。依て今私は、其の新原理——茲には専ら自由主義(liberalism)を指す——を理解する便法として、舊原理に就て、即ち過去の社會組織は如何なるものなりしやに就て一瞥を興へることをする。

よりして一種の組織(a tissue)が織り出され、斯くて此の組織より、少數にして單純ではあるが、緊密なる社會が出来上るのである。乍併血族關係と近隣關係との離る可らざる情實は、唯だ狭小なる地域内に於て有效なのである。故に地方團體、氏族、村落共產團體等(the local group, the clan, or the village community)は往々有力なる生活の中心であるが、これに反して種族(the tribe)の大聚合體も軍事的組織を其の根柢とせざる限り、眞の社會的且政治的統一(social and political unity)の目的を達成することは、殆んど出来ないのである。併し軍事的組織は、單に同一種族を團結せしめるのみならず、又他の種族を征服せしめるに役立つ、夫れがために原始的社會に取ては頗る過大なる負擔であるにも拘はらず、多額の費用を投じてより、強大なる且より秩序ある社會を建設するに努めるもので

右の舊社會組織は、専ら自由主義的觀念の流行と共に、徐々ながらも確實に市民的國家(civic state)と云ふ新組織に其の地位を譲りつゝあるのである。然らば之よりも古き社會組織は原始的(primitive)であるかと云ふに、決して然らず。眞に原始的なる社會組織に就ては、容易く物語り得るものではない。併し唯だ斯う云ふ事だけは明言し得る。即ち人は凡ゆる時代を通じて社會に生活し、而して血族關係と單純なる近隣關係との離る可らざる情實(ties of kinship and of simple neighbourhood)が、社會組織の凡ゆる形態の基調をなして居るのである。唯だ最も單純なる社會に於て斯の如き情實關係は、宗教や其の他の信仰に依て強固にされ擴大されて、遂には非常な價値を有する唯一の關係となるらしい。又事實上子孫と云ふ經と、離婚と云ふ緯と(warp of descent and the woof of intermarriage)ある。

然らば斯の如き秩序が一度建設された場合には、其の社會は何に基づいて支配せられるかと云ふに、所謂暴力(naked force)などを用ひないことは云ふ迄もない。即ち其の支配者となる人は、神聖不可侵の權威(a sacrosanct authority)を把持するものである。恐らく其の支配者は、神か神の後裔かであるのであらう。或は彼等は一個の自立の僧侶たること(an independent priest-hood)に依て清淨化され、又崇高に見られるのかも知れない。何れにしても彼等は單に配下の肉體のみならず、又心意をも支配する程に絶大なる權力を有して居るのである。彼等支配者は、僧職授任式(ordination)を取極めるが故に、神に依て聖職に任命されて居る譯になる。従て斯る政府は當然其の人民を嫌ふこともなければ、又彼等に冷淡を装ひもしないのである。即ちそは

本質的に天上より降下した政府である。其の政府は、一般人民の生活を左右する限り、夫自身に取て有利なるが如く思はれる方法と原理とに基づいて、軍務、貢税、勅令、時には新規の法律等の義務(duties, as of military service, tribute, ordinances, and even new laws)を其の人民に負擔させるのである。併し或る法理學派の主張する如く、法律は云はゞ劣者に對て優者が課する支配權であつて、(Law is a command imposed by a superior upon an inferior)而も之が執行を容易ならしめるがために刑罰と云ふ制裁を設けるものであると云ふのは事實に適合しない。乍併斯る見解は、便宜上今吾々が權威至上主義の時代(the authoritarian stage)と名付ける特殊の時代の社會に行はれる法律を概括的に叙述したものであると見れば、大體に於て事實に符合して居ると云へやう。

必要と、宗教的若くは準宗教的信仰 (military force and religious or quasi-religious belief) の下に或る結合をなし、此の上に成立して居るのである。右の結合をば吾々は暫らく中性的名稱を選んで、權威の原理(the principle of authority)と呼ぶこととする。極めて低度なる文明時代に於ては、大抵敵對の氏族を抑壓し、共同の仇敵に對して國境を維持し、若くは外部的秩序の諸要素を確立する唯一の手段として、右の原理は出現するのである。然ればとて今更權威至上主義の準則(authoritarian rule)を選ばなければ、夫れは野蠻生活に於ける比較的混亂の状態(anarchy)に復歸するものである。

併し他の一方法は、太古の時代に出現したものである。即ち古代希臘及び伊太利の都市的國家(city state)は、社會組織の新らしき一典型であつた。夫れは、幾多の點に於て氏族並に地方

二

一體世界の大部分に就て、又歴史の大半を通じて、吾々は二個の社會組織を區別することが出来る。勿論其の社會組織は、幾多の細目に亘て免る可らざる變化を有するけれども、斯る變化を通じて吾々は、其處に二個の再發的典型(two recurrent types)のあることを知るのである。即ち一方には少數の人間より成立する血族團體があつて、住々團體組織としては聊か強固に過ぎるやうな點もあるが、併しイザ鎌倉と云ふやうな所謂統一的行動(united action)を必要とする場合には、餘り信頼し得ない程薄弱なものである。然るに他方には共同の目的に依て、統一せられる大社會(larger societies)があつて、其の範圍と開化の程度とに應じて、小は黑人の一小王國より大は支那帝國に至る迄様々に變化するものである。殊に後の大社會は、軍事上の

自治體(the commune)と相違して居た。第一に夫れは、數多の氏族と村落とを包含して居たが、思ふに其の起源は、征服と言はんよりは寧ろ比較的平等なる同盟と云ふ根柢の下に、別個の民族を結合させたことに基づいたのである。勿論夫れは、古代の帝國や近代の國家と比較すれば甚だ小さいものであつたが、原始的血族關係よりは遙かに大きなものであつた。其の生活はより多様であり、又より複雑であつた。夫れは個人に對してより、自由の行動を許し、而も其の發展に伴ふて夫れは古代の氏族組織を抑壓して、之に置き換へるに地理的等の新らしき區劃を以てしたのである。實際夫れは血族關係其物に其の基礎を有せずして、市民的權利(civic right)に其の基礎を有した。而も夫れは單に地方自治體のみならず、又東洋に於ける王國とも相違して居たのである。即ち都市的國家の是認せる、又

其の生活の基調となれる法律は、優越せる或る政府が多数の臣下に對して課する支配の謂ひではなかつた。反對に政府其物が法律に服従したのであつて、洵に法律は其の國家の生命であり、又自由市民(*free citizens*)の全體が好意を以て支持したものである。此の意味に於て市民的國家は、自由民の共同團體(*a community of free men*)であつた。

次に全體として考察すれば、市民的國家の市民は何等の會長(*master*)をも持たなかつた。即ち彼等は自己を支配し、而も相繼げる時代の自然的忠順(*spontaneous allegiance*)に依て其の效力を保持せる古代よりの生活の原理と準則とに服従したのに過ぎない。斯る地方自治體に在ては、吾々を大いに苦しめる或る問題が、極めて單純なる形式に於て出現したのである。就中地方自治體に對する個人の關係は、密接であり、申分なき生活を營むためにする多數人間の聯合(*association*)と云ふが如き地方自治體を叙述する事實を極めて單純且自然に言表はしたものである。故に吾々が困難と疑惑とを忍んで太古に迄も溯つて取得す可き理想は、無論古代希臘に於ける生活の諸狀態より生じたものである。

三

他方に於て右の單純なる調和は、甚だ重要な制限を有して居た。而して其の制限は、結局都市制度(*city system*)の衰微を包含して居たのである。一體聯合せる生活の責任と特權とは、人間の人格性の權利(*rights of human personality*)に其の基礎を置くものでなくして、市民たる資格の權利(*rights of citizenship*)に其の基礎を置くものであつた。而も其の市民たる資格の權利は、決して共同社會と廣さを同じうする(*coextensive*)ものではなかつた。其の人口には、奴隸

直接であり、又自然であつた。彼等の利害關係は、明かに相互に結び付けられて居たのである。即ち若しも各人が其の義務を果さなかつたとすれば、國家は容易く破壊せられ、而して其の市民は奴隸にされるかも知れなかつた。反對に國家が其の市民のために考慮を拂はなかつたとすれば、其の國家は容易く倒壊するかも知れなかつた。

尙は一層重要な點は、市民の忠順を攪亂し、又愛國心なる義務と良心の權威(*the authority of conscience and the duties of patriotism*)とが對抗する國家と教會との反對掃蕩が全然なかつたことである。換言すれば政治的生活と宗教的生活との間、即ち俗界と靈界(*the secular and the spiritual life*)との間に何等の罅隙がなかつたことである。夫れは全然哲學的想像(*Philosophical imagination*)の功業ではなかつたが、併し

又は農奴(*slaves or serfs*)が包含されて居た。而して數多の都市には、嘗て征服された人口を其の祖先とせる大階級が存在して居た。此の大階級は、個人的に自由であつたが、併し統治團體より除外されたものである。社會状態は、相對的に單純であつたにも拘はらず、都市は絶えず叛徒の争闘に依て分裂して居た。思ふに一部分は、古き氏族組織の遺物であり、又一部分は富の増殖と階級により、新らしき區別との結果である。相互國家間の關係を取扱ふに際して都市組織が不成功であつたがために、争闘の弊害は、愈々悪化したのである。例へば希臘の都市は、其の自治權(*its autonomy*)に密著して居たのである。而して其の問題を解決す可き聯邦主義の原理(*principle of federalism*)は、結局役立つに至つたけれども、國民救済の事實の到來したるは、希臘の歴史上に於て餘りに遅かつたのであ

る。

羅馬の建設的天才は、其の擴大せる關係より生じた政治問題を取扱ふために、異なる一方法を案出した。即ち羅馬市民たる資格は、遂に伊太利全土を包容する迄擴張せられ、更に後世に及んでは地中海盆地の自由民全部を包含するに至つたのである。併し斯く擴大せることは、益々都市的國家の自由なる自治 (free self-government) に取て致命的のものとなつた。斯くて伊太利の人々は、古代羅馬の公所又は軍神マーズの場所 (the Forum of Rome or the Plain of Mars) に集合して執政官 (consuls) を選舉したり、又法律を通過せしめることが出来ぬやうになつた。而して其の擴大される所が大になればなる程市民たる資格は、益々總ての政治的目的に取て價値少なきものとなつたのである。洵に羅馬の歴史に徴すれば、其の基礎を軍力に置き、

に屬し、軍神 (the God of Battles) が是認し、又敵對する僭望者を抑壓し得る限り彼の權力を維持して居たのであると云ふ方が事實である。武力的鬭争の不斷なる反復に基づく帝國の瓦解は、四方の國境の内外に於て野蠻の状態を現出すると共に、其の時機を促進したのである。但し是れは、瓦解の原因をなすと云ふ意味ではない。勿論秩序を回復するためには、中央と地方との管轄區域に於ける協調が必要であつた。而も臣下 (vassal) なるものは、場合に依て多少其の陪臣たる程度に差異はあつたにしても、遠隔に在る其の元首 (a distant sovereign) に忠順なる諸侯 (the local prince) であつた。兎角する中に秩序紊亂 (disorder) の流行と共に西部歐羅巴に於ける人々の多數は、其の自由を喪失した。是れは一部分征服に因り、一部分は擾亂せる時代に於て保護者 (a protector) を見出す必要のあつた

而して官僚的機械の能率 (Efficiency of bureaucratic machine) に依て平和と秩序を維持せる個人的専制 (personal despotism) を除いては、如何なる基礎に基いても擴大せる帝國を建設することは、困難であつたであらう。斯の如き廣大なる機制 (mechanism) に於ては軍隊は權力の地位を占めた。否、寧ろ或る遠隔の國境を準備せる個々の軍隊が、權力の優勢なる地位を占めて居たのである。

既に早く洩らされた「帝國の秘密」 ("secret of the empire") は、皇帝なるものが羅馬以外の如何なる場所に於ても擁立され得たと云ふ事實である。勿論確實なる神聖さが其の皇帝の人格に残つて居り、且法律家も其の皇帝が民意を體現したものである (he embodied the popular will) と云ふ理論を胸中に臆氣ながら記憶して居たけれども、寧ろ其の皇帝は、有力なる軍隊の撰擧

がためである。從て中世紀に於ける社會の構造 (the social structure) なるものは、吾々の所謂封建制度 (the Feudal system) なる階級組織の形態 (the hierarchical form) を採つたのである。

今權威の原理を右の如く純然と應用する時は、理論上各人は自己の主人を有するものであつた。即ち農奴は其の地主 (his lord) を有し、其の地主は自己の領主 (a great seigneur) を有し、其の領主は自己の國王 (the king) を有したのである。一層完全なる理論を以てすれば、其の國王は自己の皇帝 (the emperor) を有し、其の皇帝は羅馬法王 (the Pope) に依て王冠を授けられ、羅馬法王は聖ピーター (St. Peter) を有したのである。斯る降下の連鎖は、宇宙の統治者より最早の農奴に至る迄完全であつたのである。(註)

(註) 勿論是れは中世紀的理論 (Medieval theory) の一面に過ぎないが、併し夫れは事實に最も近い一面である。其

の反對の見解は、統治の權威の由來を被治者に求めるものであつて、而も古典的傳統(classical tradition)の影響の下に一部分は中世紀に現はれたのである。併し其の主要なる關係と意義とは、總て夫れが次の時代の思想に對する出發點として役立つたことに存する。此の主題に就ては讀者諸君が、メイトランドの英譯したギブアークの「中世時代の政治理論」(Gierke, Political Theories of the Middle Age, trans. by F. W. Maitland) を參照して欲しい。

四

扱て斯る秩序の範圍に於て工業と商業との發達せることは、新たに自由の中心地を勃興させたのである。即ち此の事實は、人々に合同防禦のための聯合を教へ、而して共同の利害關係の制規を知らせたのであるが、其の都市は、諸侯又は國王より様々の權利の免許狀(charters of rights)を與へられたのである。而も右の都市は、大陸諸國に於て見事に完全な獨立を遂げたのである。他方英國は、ノーマンディ公ウヰリアム一

世(William the Conqueror)に依て一〇六六年征服されて以來、中央の權力が最大至強のものであつたが、併し團結した都市は、多くの目的より自治的共同團體(self-governing Communities)となつた。是に於て再び都市的國家は出現したのである。而して之と共に活動の開始、文藝の復興(revival of literature and the arts)、古學の再發見(rediscovery of ancient learning)、哲學及び科學の再生と云ふやうなことが續出したのである。

勿論中世の都市的國家は、古代の都市的國家に優る所があつた。即ち中世の都市的國家に在ては奴隸と云ふものは、其の存立上缺く可らざる要素ではなかつた。反對に一時的の農奴を歡迎し、且彼の自由を擁護して、中世の都市的國家は、奴役(servitude)のより、溫和なる狀態の衰微に多大の貢獻を致したのである。併し古代の

都市的國家と同様に夫れは、内部的叛徒のため甚だしく且永久的に薄弱ならしめられたのである。而して古代の都市的國家と同様に夫れは、其の各員の特權を設定するのに、人間の人格性の權利を以てしないで、市民たる資格の責任を以てしたのである。中世の都市的國家の知れるものは、一種の自由に非ずして、寧ろ數種の自由である。即ち免許狀に依て取得せる各種の團結權(rights of corporations)、國王、領主、及び他國をして窺知させなかつた全體としての夫自身の權利、組合員たる男女にのみ賦與せる都市的國家内に於ける所謂ギルド及びクラフト(guilds and crafts)の權利が是れである。

併し斯る都市的國家の眞の弱點は、再度の分離解體を來したことである。それは、唯だ時代を重ねると共に漸次有力のものとなつて來た封建社會(a feudal society)の邊境に於ける、否事

實上は邊境内に於ける、相對的自由の小島(islet of relative freedom)に過ぎなかつた。即ち交通機關及び生活技術の改善と共に、中央の權力は、殊に英佛兩國に於て其の臣下の心を動かした始めた。封建時代の不從順と無秩序とは抑壓され、而して十五世紀の終末迄には大なる併合國家、即ち近代國家の基調は、既に實在して居たのである。夫等の出現は、社會秩序の擴大と、或る點に於て其の改善とを包含して居た。而して其の極めて初期の時代に於て夫れは、市民的自治權(civic autonomy)を助けるために、地方的擾亂と封建的特權とを抑壓したのである。乍併中央集權(centralization)の發達は、結局市民的獨立の精神(the genius of civic independence)と兩立し難きものとなり、而して國王と臣下との間に於ける極めて早期の鬭争の結果として人民全體に與へられたやうな政治的權力の諸要素

(elements of political right)に取て危険極まるものとなつたのである。

五

茲に到つて吾々は、全然權威至上主義の基礎の上に構成された社會を有する近世に立ち入るのである。此の社會に於ては、國王の權力が至上のものであり、而も暴虐的專制(arbitrary despotism)に傾かんとし、且國王の下には大領土を有する諸侯より下は其日暮しの勞働者に至る迄を概括包容せる所の社會的階級組織(social hierarchy)が存在するのである。さは云へ唯だ一點丈けは、より、早期の社會の形態に比して進歩した所がある。即ちピラミッドの基底をなすものは、少なくとも個人的自由を享受する階級であることである。かの農奴の境遇は、事實上英國に於て消滅した。而して佛國の大部分に於ても亦農奴の境遇は消滅し、或は農奴が小作地に

於ける或る増悪す可き必屬の物件(certain obnoxious incidents of the tenure of land)たる事實は、薄弱になつて來た。他方に於ては英國の農夫と其の土地とを分離すること云ふ事實が、開始されて來た。而して是れこそ、英國に於て將に現出す可き將來の社會問題の根柢をなして居るのである。

斯るが故に近代的國家は、權威至上主義に基づく秩序を根柢として出發するのである。而して其の秩序に對する反抗、詳言すれば宗教的、政治的、經濟的、社會的、並に倫理的の反抗こそ、所謂自由主義の歴史的發端である。斯くて自由主義は、其の當初一個の批評として現はれて居る。勿論或る時には夫れが、破壊的且革命的の批評としてすら現はれて居るのである。勿論其の消極的方面は、過去幾百年に亘て先頭に立て居た。而して其の任務は、建設に非ずして、

破壊に在るやうに思はれる。別言すれば人間の進歩を沮止する障害を排除するにあつて、努力の積極的目標地を指示したり、若くは文明と云ふ構造を形成したりするのではないらしく思はれる。其の發見したものは、抑壓された人道である。而して其の人道を釋放することは、常に自由主義の任務である。即ち其の發見したものは、專制的準則に呻吟せる人民であり、征服者たる人道の束縛に惱める國民であり、社會的特權に依て妨害せられ、若くは課税に依て沮止せられる産業上の計畫である。斯くて自由主義の提供するものは、是等の救濟である。何處に於ても自由主義は、上に横はれる重き抑へを排除し、羈絆を打切り、障害を一掃して居る。

然らば破壊が完成終了せる時に必要なる改造に對して、自由主義は充分な所があるか。自由主義は根本に於て建設の原理なりや、將又破

壞の原理に過ぎないか。夫れは永久的の意義を有するか。夫れは社會生活其者に必要なる或る眞理を表言するが。又は夫れは西部歐羅巴の特殊狀態が喚起した一時的現象であるか。而して其の仕事は現に遙かに完成の域に達したのであるから、より新らしき又より建設的なる原理に松明を手渡し、自ら競争より脱退し、若くは宣傳的事業のためにより、後方の土地を偶然に探求して満足することが出来るか。

是等は、吾々が確答す可き問題中に包含されるのである。が今暫らくの間其の起源の狀態等に就ては叙述しない。然ればさて自由主義には窮極の改造力がないと推量しはてならぬ。兎に角事業上自由主義の援助に依ると、將又人種の保守的本能(conservative instincts)に依るとを問はず、改造の事業は破壊の事業と相並んで繼續進行して居る。而して改造の事業は、時代を重

ねると共に愈々重要なものとなり行くのである。即ちホッブ・ハウズ(L. T. Hobhouse)氏に依れば近代的國家は、自由主義的原理の諸要素 (elements of liberal principle) を結合する方向へと遙かに進んで居るのである。

附記 本稿は専らホッブ・ハウズ氏の「自由主義」(L. T. Hobhouse, Liberalism, 1911) の第一章に據つたものである。(一月十七日)

マルクスの價值論に對する Beer の批評

三 邊 金 藏

前號所載の拙稿「マルクスの二の價值説と平均利潤率の問題が既に割闕に附せられたる後に於て、自分はマルクスの價值論に對する Beer

明及び發見に依り土地の生産力を倍加し、工業上の廢物より幾百萬の價值を齎らす思索家、労働の生産力を幾層倍ならしむる新しき動力の源泉と新しき生産手段とを人間の掌裡に置く物理學者、生産力を綜合し且つ新しき労働方法を導入する組織者——屢々一心不亂の精神的努力を無量に必要とする是等一切の労働及び創造が一國民の資本量を増加せずして、生産と運搬とに従事する賃銀労働者の無報酬労働のみが、然り彼等の餘剩労働からのみ一國民の資本家の富が發生するといふのである！ 然かも何故歐羅巴が資本に豊かにして亞細亞が資本に貧しきや、北亞米利加が何故資本に力強くして露西亞帝國が資本に力弱きやを主として説明し得るものは彼の發明家發見者、組織者及び經濟上の率先者等の精神的創造力に外ならぬのである。自分は敢て「主として」といふ、蓋し完全に此事實を

の批評中に自己の所論に甚だ有利なる一節あるを發見したのである。因つて今之を紹介して自説の補註となす可しとして、最初に Beer の著 Karl Marx, Sein Leben und Seine Lehre 中より當該個所を引用し來れば左の如くである。

「マルクスの價值論は過去六十年間に於ける未曾有に強大なる富の蓄積も若くは又た價格の運動も共に之を説明せぬのである。富は、價值にて之を測定すれば、過去數十年の間に於て生ける労働力の増加に幾倍かして増進した。吾々は此所に於ては古き形式を轉換して、富は幾何級數にて増加し、生ける賃銀労働力は算術級數にて増加すと謂ひ得るのである。マルクスの許に於ける最大の難點は、彼が發明家、發見者、化學者、物理學者、工業上及び農業上に新生面を開拓する率先者及び組織者を生産的價值創造的要素と見做さぬといふことである。化學上の發

説明せんが爲めには更に政治的・自由的を擧げねばならぬからである。然も此は亦た資本家の革命の成果たるのである。

世人は或は此非難に對して略ぼ次の如くに答へるかも知れぬ、曰く發明家組織者及び實際に活動する企業家の行爲が富を創造することは何人も争はぬ所であるが、併し彼等の行爲は資本家的に何等の新價值何等の餘剩價值をも生産するものではない、彼等の行爲は唯々労働の生産力を倍加する上に寄與する丈けである、換言すれば商品貨物一個當りの労働量を減ずるに過ぎない、若くは商品貨物一個當りの價值を低下するに過ぎない。

乍併、此答は經驗と合せざる無實の理論であつて、且つ又た工業に關して之を言ふ限りに於てはリカルドの許に於て既に之を發見するのである。若し此答にして眞實なりとせば、其は